

国立国会図書館収集企画委員会内規

(平成四年五月十九日国立国会図書館内規第四号)

改正 平成 十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号

同 二十年四月 一日同 第四号

同 二十二年四月 一日同 第三号

(目的及び設置)

第一条 国立国会図書館(以下「館」という。)の蔵書の充実に資することを目的とし、館に、国立国会図書館収集企画委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(任務)

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項に関し調査検討し、収集書誌部長に報告する。

- 一 蔵書構成の実態及びその評価
- 二 図書館資料及び電子情報の収集に関する基本的事項
- 三 図書館資料及び電子情報の選書又は選定に係る事務の在り方に関する基本的事項

(組織)

第三条 委員会は、委員長及び委員若干名で組織する。

- 2 委員長は、収集書誌部収集・書誌調整課長をもって充てる。
- 3 委員は、職員のうちから館長が命ずる。

(小委員会)

第四条 委員長は、委員会の目的を達成するため、必要に応じ、委員会に小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会所属の委員は、委員長が指名する。

(運営の細部事項)

第五条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に必要な細部事項については、委員長が定める。

(庶務)

第六条 委員会の庶務は、収集書誌部収集・書誌調整課において処理する。

附則

- 1 この内規は、平成四年五月十九日から施行する。

2 国立国会図書館蔵書構成審議会内規(昭和三十四年国立国会図書館内規第十五号)は、廃止する。

附則 (平成十四年三月三十一日国立国会図書館内規第四号)

この内規は、平成十四年四月一日から施行する。

附則 (平成二十年四月一日国立国会図書館内規第四号)抄

(施行期日)

- 1 この内規は、平成二十年四月一日から施行する。

附則 (平成二十二年四月一日国立国会図書館内規第三号)

この内規は、平成二十二年四月一日から施行する。